

13 その他

(1) 臨時職員の任用状況

臨時職員については、法第22条第5項の規定に基づき、産休・育児休業、病休者等の代替、業務繁忙期の補助及び中途退職者の対応等の必要最小限の任用に努めています。

法及び条例の規定では、臨時職員は公表の対象となる職員ではありませんが、人事行政の公正性や透明性をさらに高めるといふ制度の趣旨を踏まえ、臨時職員の任用状況についてお知らせします。

① 臨時職員数（平成30年5月1日現在）

区 分	臨時職員	
	フルタイム勤務	短時間勤務
市長部局	81人	17人
議会事務局	人	人
教育委員会	22人	21人
選挙管理委員会事務局	人	人
監査事務局	人	人
農業委員会事務局	1人	人
水道部	人	人
合 計	人	人

② 臨時職員の賃金

区分	日額単価
臨時事務員	6,500円
臨時技術員	7,370円
臨時技術員（保育士）	7,630円
臨時労務員	6,720円

③ 臨時職員の任用に係る経費（普通会計）

区分	金額	月平均雇用人数
平成29年度決算	236,202,186	145人
平成30年度予算	245,478,000	150人

(注) 1 月平均雇用人数は、金額（決算及び予算）を平均的日額賃金×20日（月平均勤務日数）×12月で除した数値です。

(注) 2 除雪オペレータ、草刈り人夫等の雇用は含まれていません。